

# 広小路・大津通 都市景観形成地区 景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークブル・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕  
ファックス: 052-972-4485  
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。  
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市



## はじめに

本市では、平成3年2月に「広小路・大津通都市景観整備地区」を指定しました。都市景観整備地区では、公共施設の景観整備を実施するとともに、建築物や広告物などをつくる場合の守るべきルールとして都市景観形成基準を策定し、行為の届出に対して、この基準に基づく助言・指導を行ってきました。

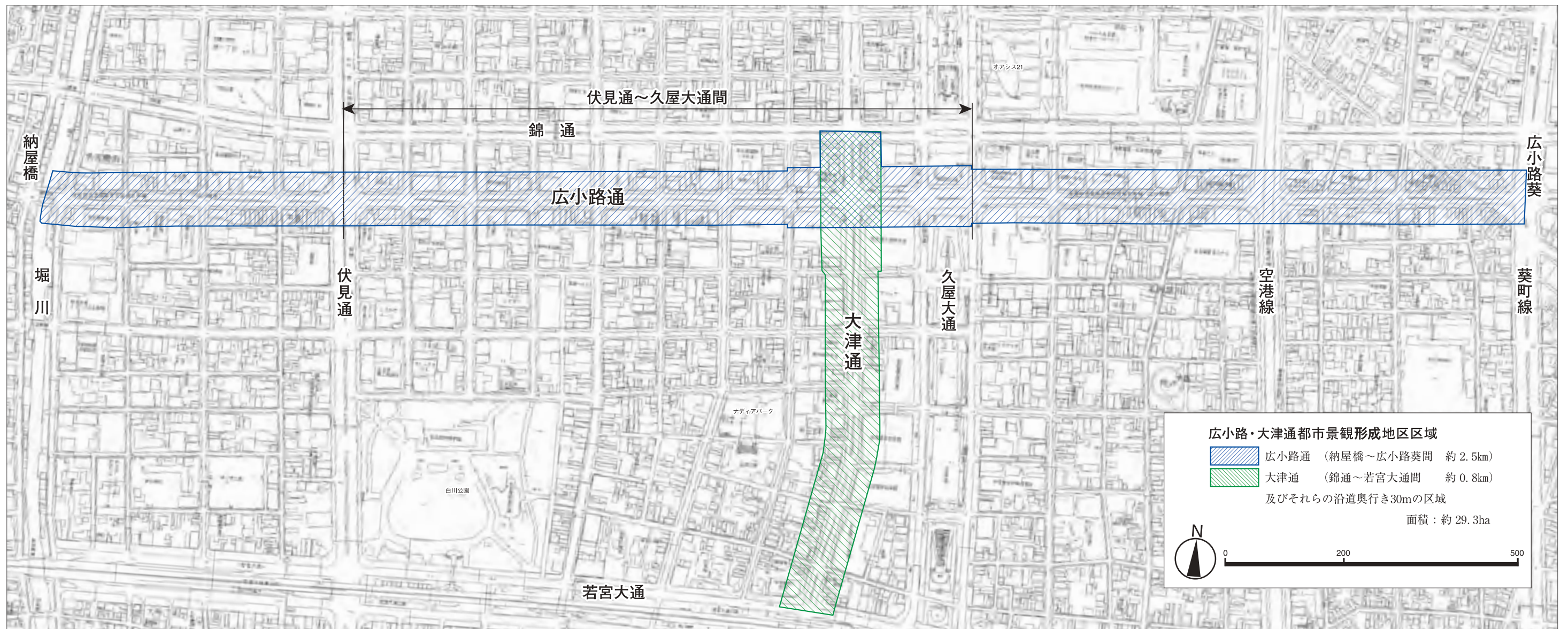
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、運用面で実態に合わなくなってきたり、想定していなかった、さまざまな演出による広告物がみられるようになるなど、当時定めた基準では対応しきれないという状況の変化が現れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「広小路・大津通都市景観整備地区」を「広小路・大津通都市景観形成地区」と位置付け、平成19年10月より、新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

## 基本方針

名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とします。

- 広小路・大津通都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、都市景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、広小路・大津通地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



建築物

基本事項

1 建築物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

2 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

3 広小路通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

4 高さ31mを超える建築物は、これまで形成されてきた高さ31mの街並みの軒線を意識したデザインなどとし、街並みの連続性や広小路通の個性や風格が感じられる街並みの形成に努める。

規模

5 建築物の規模は、名古屋のメインストリートにふさわしい量感のあるものとするよう努める。

広小路通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。さらに、通りから見える側面についても配慮してください。

建築物の高さを制限する基準ではありません。



共同化や、隣地の建築物と、高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すなど、量感のある建築物となるよう努めてください。

壁面の位置（1・2階部分）

6 開放的で華やかな空間を演出するオープンスペースを確保し、またゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、広小路通に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。

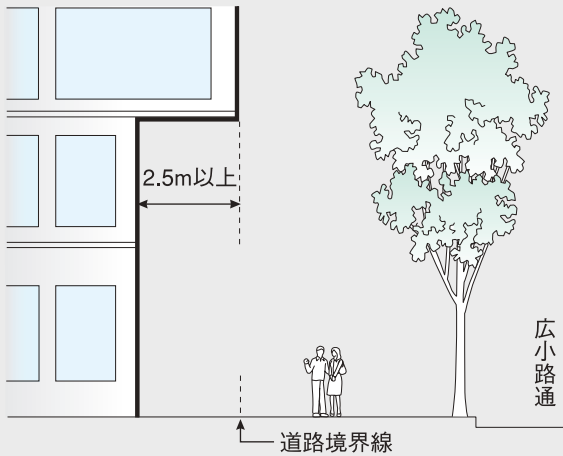
●敷地面積が500㎡以上の場合  
外壁又はこれに代わる柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は2.5m以上とする。

●敷地面積が500㎡未満の場合  
外壁から広小路通の道路境界線までの距離は1.5m以上、柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は0.5m以上とする。

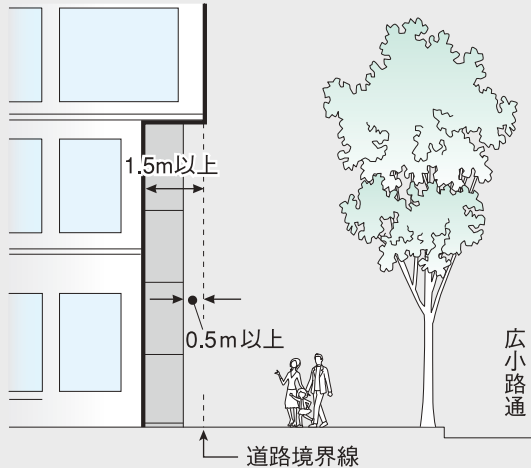
ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

歩いて楽しむことのできる快適な歩行者空間となるよう、壁面後退をしてください。

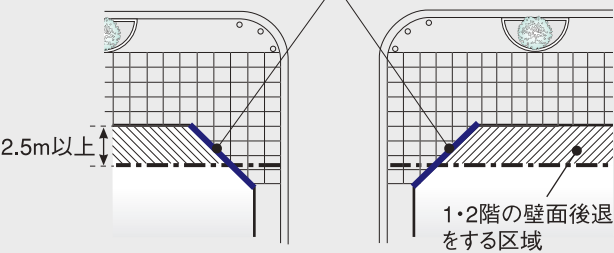
●敷地面積が500㎡以上の場合



●敷地面積が500㎡未満の場合



隅切り部分  
道路と道路が交差する敷地の角が切り取られている部分をいいます。 広小路通



建築物

壁面後退区域

7 広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内的における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物及び地上広告を設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

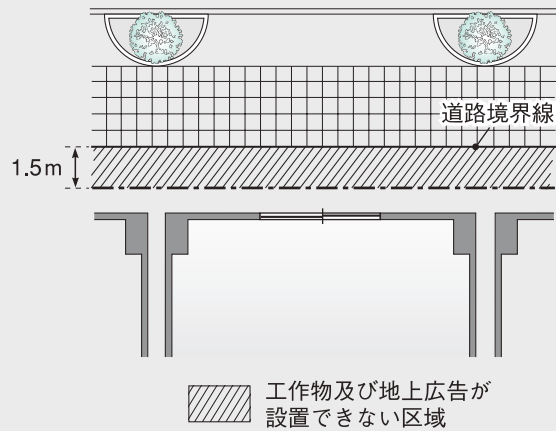
- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
- ・工事用の仮設物
- ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの

8 広小路通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。

1階部分  
9 広小路通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。

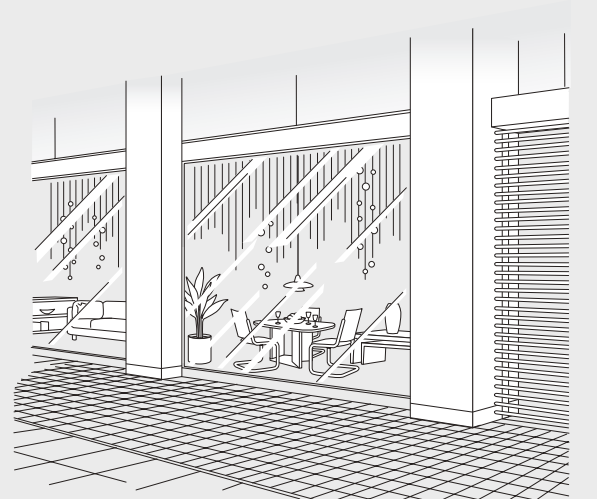
10 広小路通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。

ゆとりある快適な歩行者空間となるよう、地上に固定され通行の妨げになるものは設置しないでください。  
目隠しなどを目的とした工作物は、隣接建築物が建て替わる際には、撤去をお願いします。



歩道舗装は、通りとしてつながりを持った格調あるデザインとなっていますので、その舗装との調和に配慮してください。

●用途の例  
物販店、飲食店、百貨店、理髪店、美容院、ショールーム、ツーリスト、ホテル、劇場及び映画館、画廊及びギャラリー、サービス業を営む店舗（接客カウンターなどを設ける施設に限る）



ガラス面内側からの表示

11 建築物の3階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

日よけ・雨よけテント  
12 テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

アーケード  
13 アーケードは設置しない。

シャッター  
14 広小路通に面するシャッターは、シースルー化を図る。

ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

広小路通は、明るく快適な歩行者空間をめざしています。



建築物

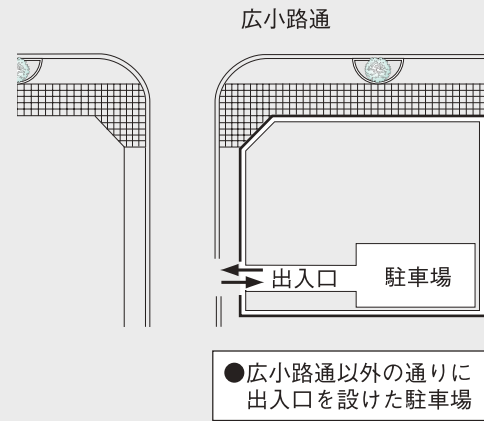
駐車場

15

駐車場の出入口は、原則として広小路通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、広小路通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

広小路通以外の道路に面していない敷地で、やむを得ず広小路通に面して駐車場出入口を設ける場合は、殺風景な印象を与えないよう、内部照明や内装等に十分配慮してください。



16

駐車場は、広小路通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

建築設備など

17

電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。

公開空地など

18

公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

都市景観重要建築物などの周辺

19

都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

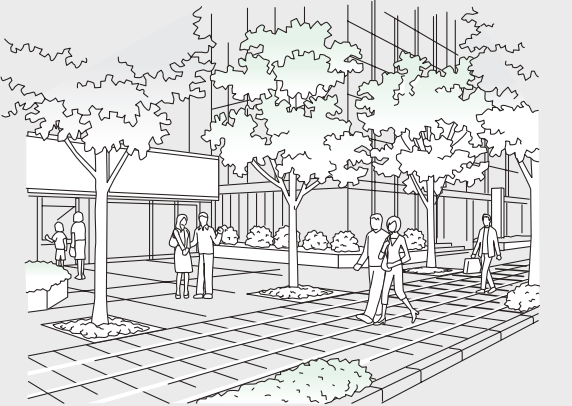
夜景の演出

20

広小路通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。  
ごみ収集設備は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

公開空地などを設ける場合は、1階に店舗が並ぶ街並みが途切れないように、広小路通から建築物が離れすぎたり、植栽ですが連続したりしないよう配慮してください。



広小路通は、名古屋の発展を先導してきた通りであり、その時代時代を象徴する建築物などが共存しています。  
歴史的財産を継承した広小路通の文化を守っていくため、都市景観重要建築物に指定された建築物などの周辺においては、これらの建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。



三菱東京UFJ銀行貨幣資料館

夜の広小路通を歩きたくなるような、魅力的な夜景の演出を行い、広小路通のイメージを高めるよう努めてください。

# 工作物

## 基本事項

21 工作物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

22 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

23 広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内的における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。

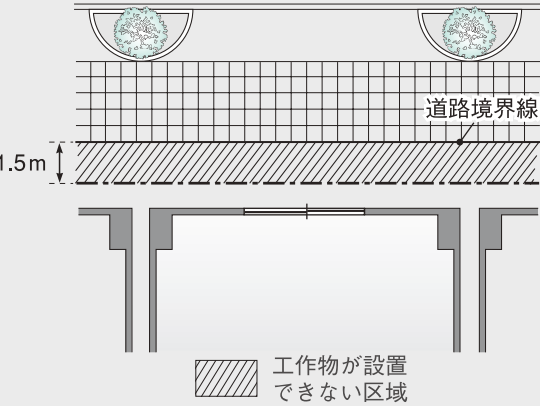
- ただし、以下のものについては、この限りでない。
- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
  - ・工事用の仮設物
  - ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの

## 日よけ・雨よけテント

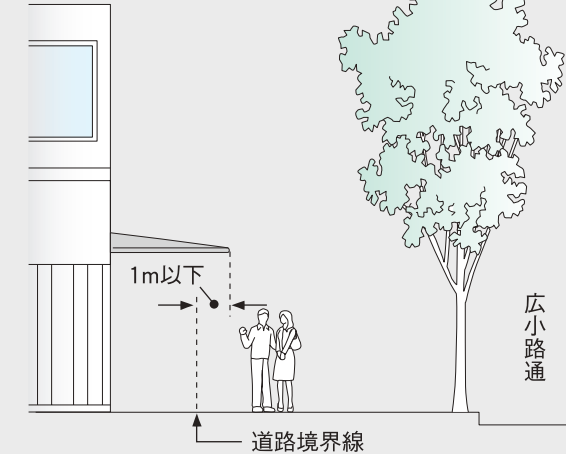
24 日よけ・雨よけテントの突出幅は、広小路通の道路境界線から1m以下とする。

25 テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

広小路通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。



日よけ、雨よけの目的で設けるテントは、簡易な巻き上げ、軒出などの小規模なものとしてください。



## 駐車場

26 駐車場の出入口は、原則として広小路通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、広小路通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

27 広小路通に面する駐車場は、花木による外周の緑化、夜間の照明、フェンスのデザインの工夫など、歩行者が楽しく歩けるよう街並みとの調和に配慮する。

## 工事用の囲い

28 広小路通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

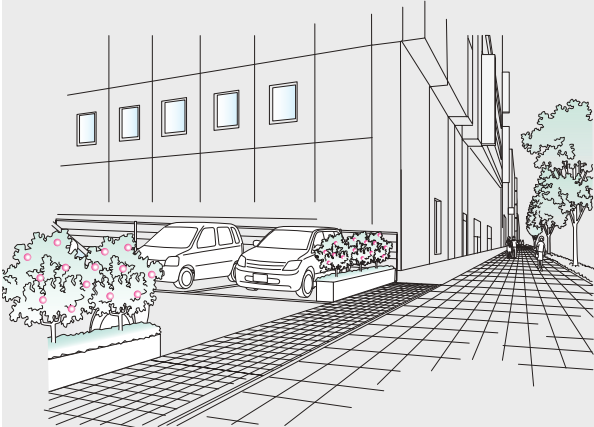
## 自動販売機

29 自動販売機は、広小路通に直接面して設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

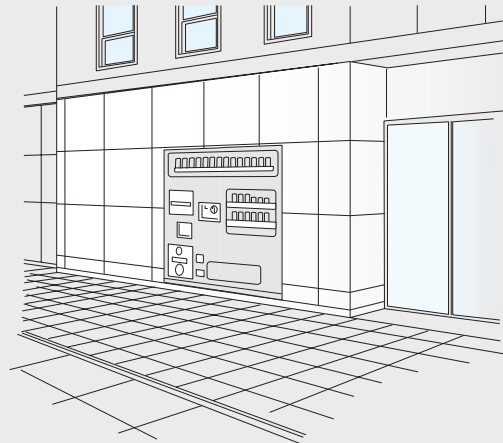
## 都市景観重要建築物などの周辺

30 都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。



外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。

工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。



広小路通は、名古屋の発展を先導してきた通りであり、その時代時代を象徴する建築物などが共存しています。歴史的財産を継承した広小路通の文化を守っていくため、都市景観重要建築物に指定された建築物などの周辺においては、これらの建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。

廣告物

## 35

## 白抜きの例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。

屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

## 基本事項

31

広告物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素です。  
 広小路通地区は、都心のメインストリートとして、風格  
 があり、洗練された街並みにしていくため、個々の広告物  
 のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築  
 物等に調和したものとすよう努めてください。

32

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

## 数量

33

広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

## 色彩など

34

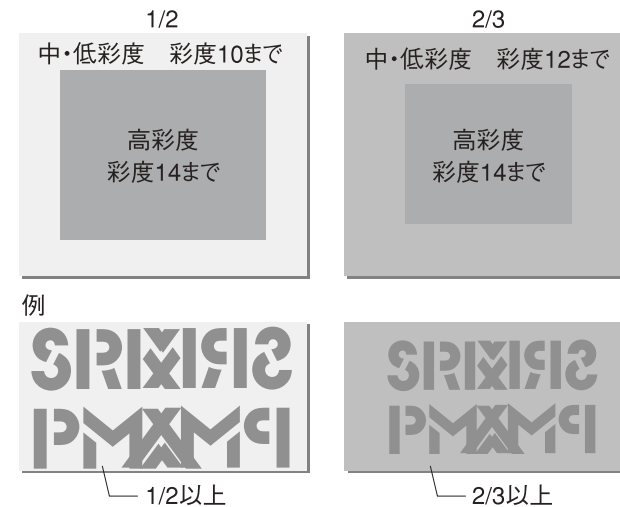
高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

## 35

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が15m<sup>2</sup>を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、表示面積が30m<sup>2</sup>以下の懸垂幕又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



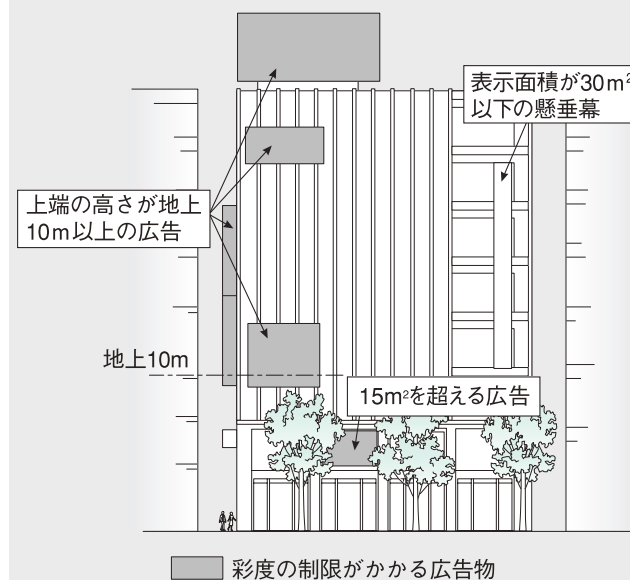
36

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

37

文字や図柄は、バランス良く配置する。  
また、雑然とした印象を与えないよう、  
使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。  
高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。  
 コントラストの強い配色をする場合は、広小路通の景観に配慮して、品位が低くならないよう注意してください。

広告物

照明など

38 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

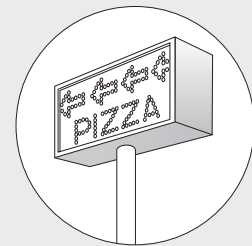
39 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

40 表示面積は、30m<sup>2</sup>以下とする。  
ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

41 音響を伴う電光表示装置は設置しない。  
ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

42 突出広告及びそれに類する形状の場合、1つの表示面の表示面積は1m<sup>2</sup>以下とし、表示に常時動きのあるものや点滅を繰り返すものは設置しない。



突出広告に類する形状の例

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

クリスマスのイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは、30m<sup>2</sup>を超えても許可する場合があります。

屋上広告

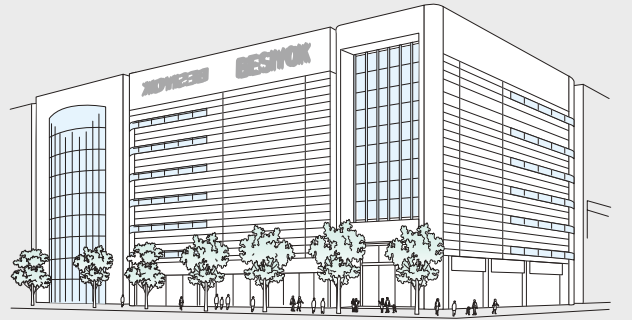
43 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

44 表示面の高さは、10m以下とする。  
また、広告物の高さは横幅の2倍以下として、安定感のあるデザインとする。

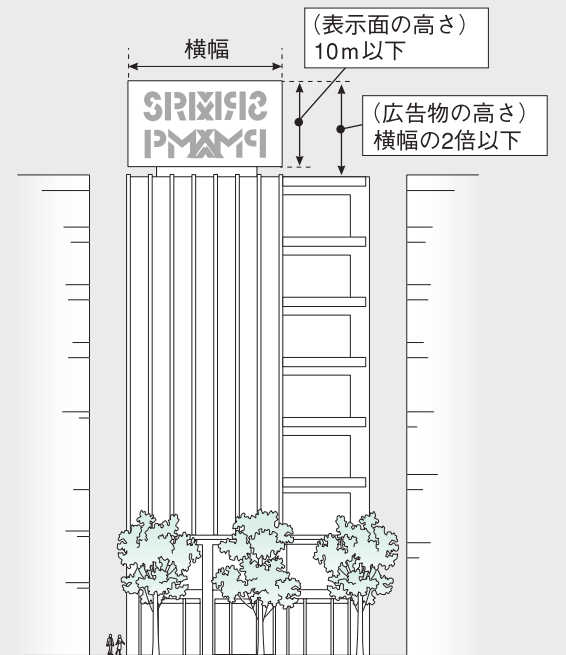
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

45 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。



広告物

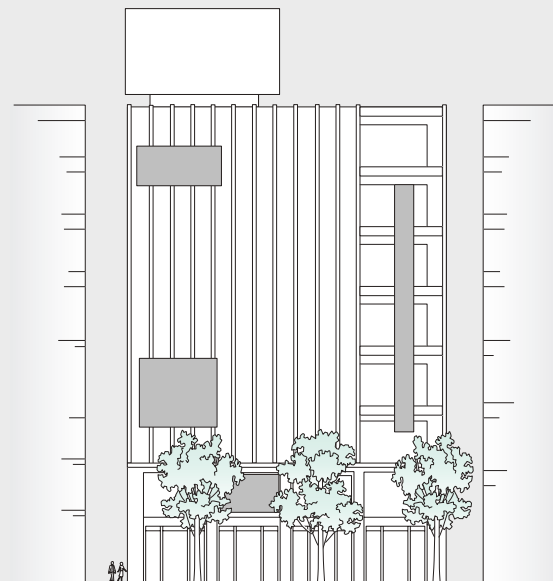
壁面広告

46

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100m<sup>2</sup>未満の建築物については、10m<sup>2</sup>以下とする。

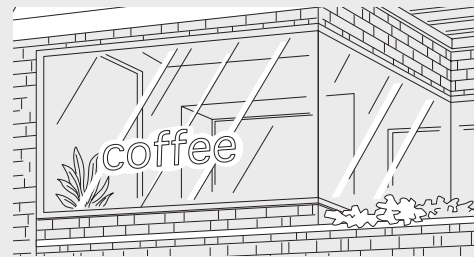
壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。  
壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含みません。

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

1、2階部分に設置する場合でも、窓面全てを覆うことのないよう配慮してください。



やむを得ず表示する場合の例

47

建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

突出広告（広小路通に面するものに限る）

48

低層階に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。

49

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

50

下端の高さは、以下のとおりとする。  
・伏見通～久屋大通間 6m以上  
・その他区間 4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

51

一壁面には、一列にまとめて設置する。

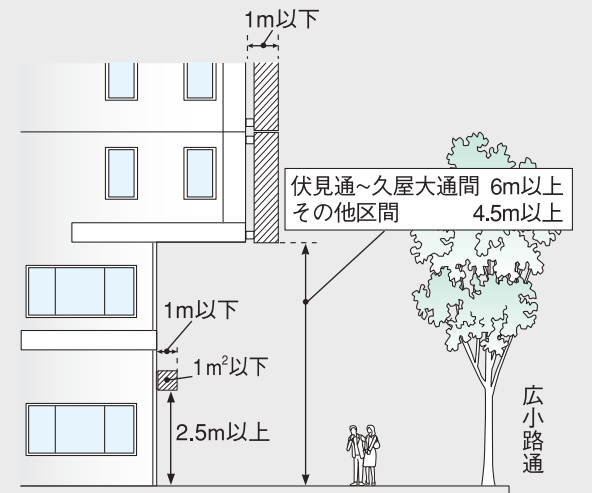
ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

52

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。  
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だって設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。



一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

地上広告

53

地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は10m<sup>2</sup>以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

54

広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には設置しない。

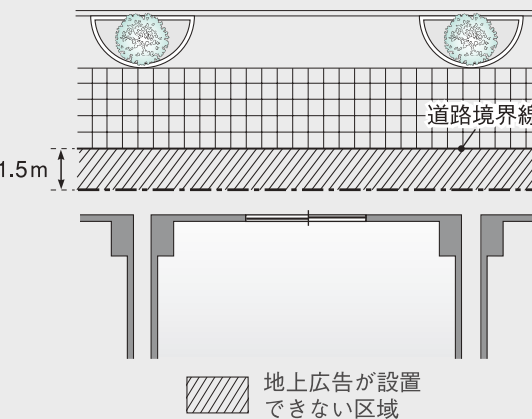
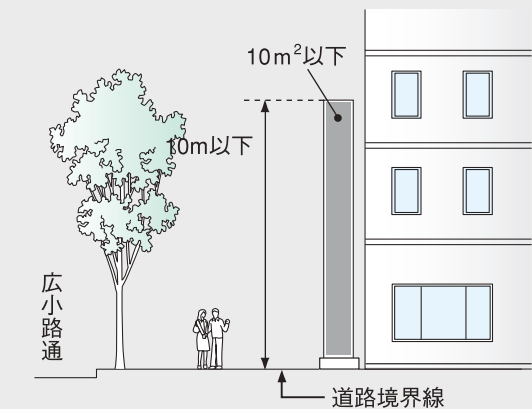
ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

55

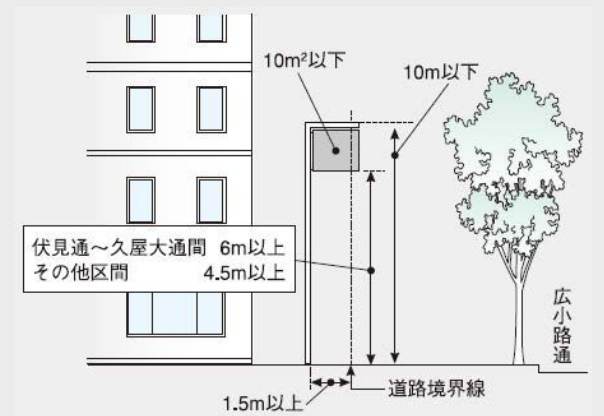
広小路通上空に突き出すものは、下端の高さを以下のとおりとする。  
・伏見通～久屋大通間 6m以上  
・その他区間 4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。  
地上広告は、建築物と調和したデザインとともに、快適で楽しい歩行空間づくりに寄与する洗練されたデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



置き看板・広告旗など

56

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



都市景観重要建築物などの周辺

57

都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

広小路通は、名古屋の発展を先導してきた通りであり、その時代時代を象徴する建築物などが共存しています。歴史的財産を継承した広小路通の文化を守っていくため、都市景観重要建築物に指定された建築物などの周辺においては、これらの建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。

# 建築物

## 基本事項

**1** 建築物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

**2** 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

**3** 大津通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

## 規模

**4** 建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

大津通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。  
さらに、通りから見える側面についても配慮してください。

共同化などにより、量感のある建築物となるよう努めてください。  
共同化などが出来ない場合は、隣地の建築物と、高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すよう努めてください。



## 壁面の位置（1・2階部分）

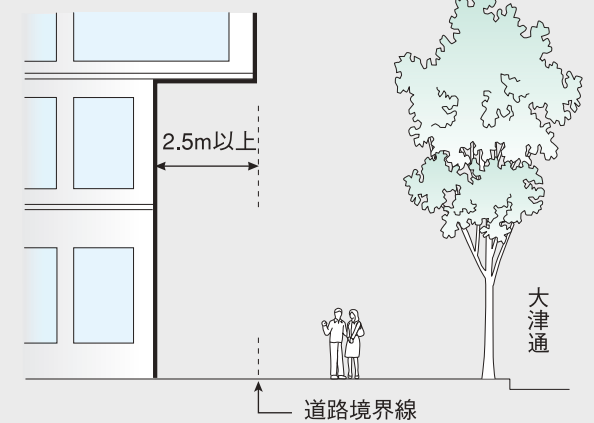
**5** ゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、大津通に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。

- 敷地奥行きが15m以上の場合  
外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は、2.5m以上とする。
- 敷地奥行きが15m未満の場合  
外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。

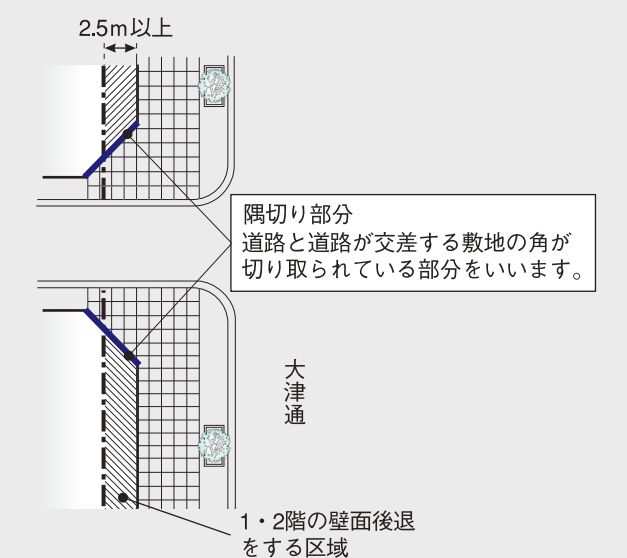
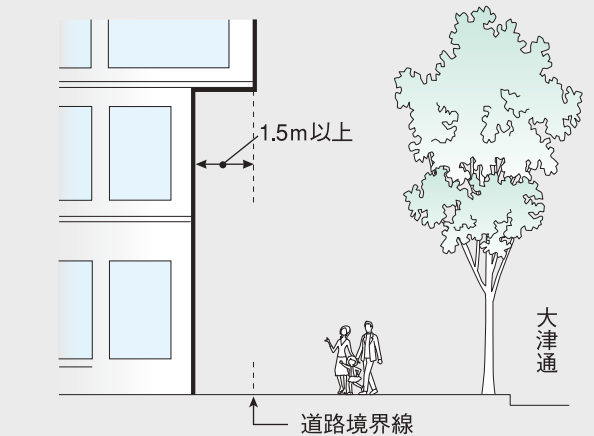
ただし、隅切り部分は、同一街区内部における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

歩いて楽しむことのできる快適な歩行者空間となるよう、壁面後退をしてください。

●敷地奥行きが15m以上の場合



●敷地奥行きが15m未満の場合



## 建築物

### 壁面後退区域

**6** 大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内的における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物及び地上広告を設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
- ・工事用の仮設物
- ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの

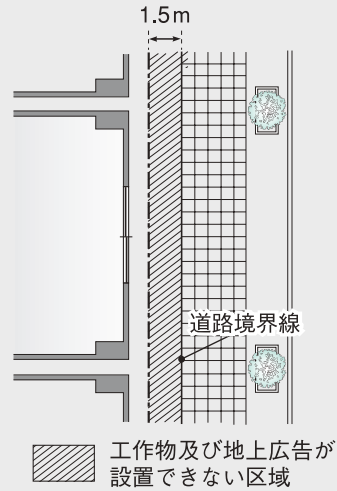
**7** 大津通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。

### 1階部分

**8** 大津通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。

**9** 大津通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。

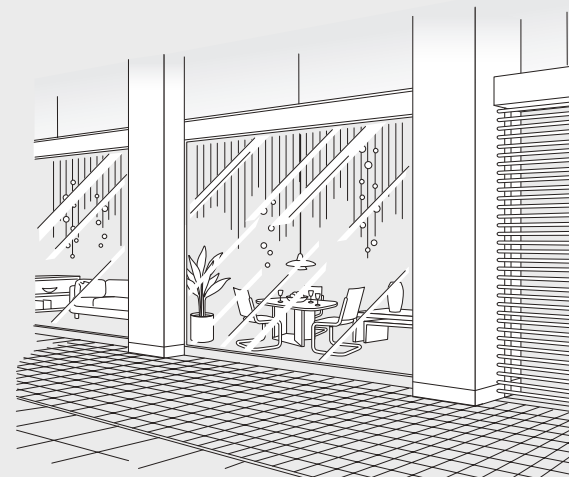
ゆとりある快適な歩行者空間となるよう、地上に固定され通行の妨げになるものは設置しないでください。  
目隠しなどを目的とした工作物は、隣接建築物が建て替わる際には、撤去をお願いします。



歩道舗装は、通りとしてつながりを持った格調あるデザインとなっていますので、その舗装との調和に配慮してください。

#### ●用途の例

物販店、飲食店、百貨店、理髪店、美容院、ショールーム、ツーリスト、ホテル、劇場及び映画館、画廊及びギャラリー、サービス業を営む店舗（接客カウンターなどを設ける施設に限る）



### ガラス面内側からの表示

**10** 建築物の3階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

### 日よけ・雨よけテント

**11** テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

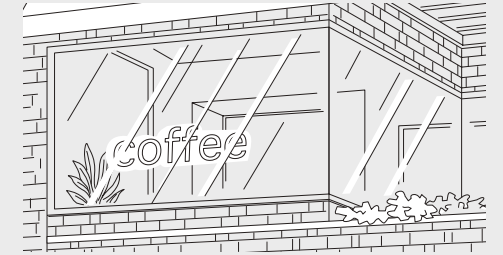
### アーケード

**12** アーケードは設置しない。

### シャッター

**13** 大津通に面するシャッターは、シースルー化を図る。

ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

大津通は、明るく快適な歩行者空間をめざしています。



## 建築物

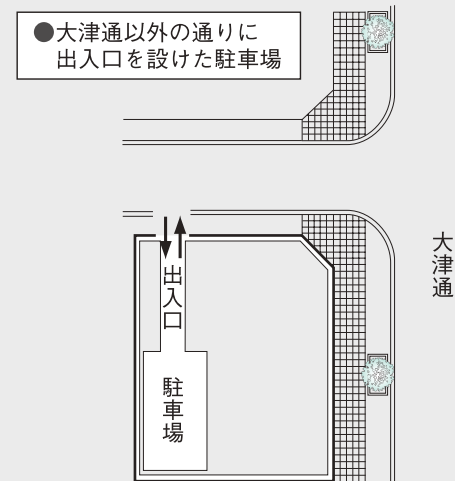
## 駐車場

14

駐車場の出入口は、原則として大津通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、大津通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

大津通以外の道路に面していない敷地で、やむを得ず大津通に面して駐車場出入口を設ける場合は、殺風景な印象を与えないよう、内部照明や内装等に十分配慮してください。



15

駐車場は、大津通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

## 建築設備など

16

電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。

## 公開空地など

17

公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

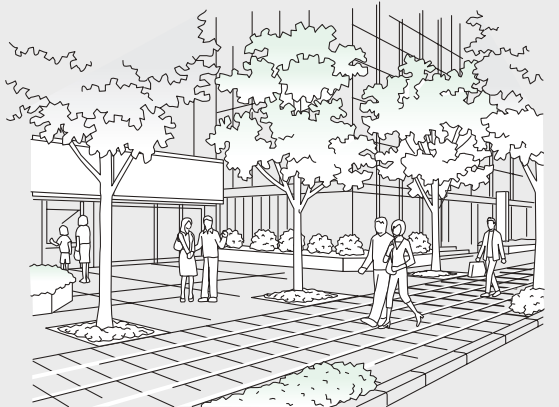
## 夜景の演出

18

大津通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。  
ごみ収集設備は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

公開空地などを設ける場合は、1階に店舗が並ぶ街並みが途切れないように、大津通から建築物が離れすぎたり、植栽ですが連続したりしないように配慮してください。



夜の大津通を歩きたくなるような、魅力的な夜景の演出を行い、大津通のイメージを高めるよう努めてください。

## 工作物

### 基本事項

**19** 工作物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

**20** 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

**21** 大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

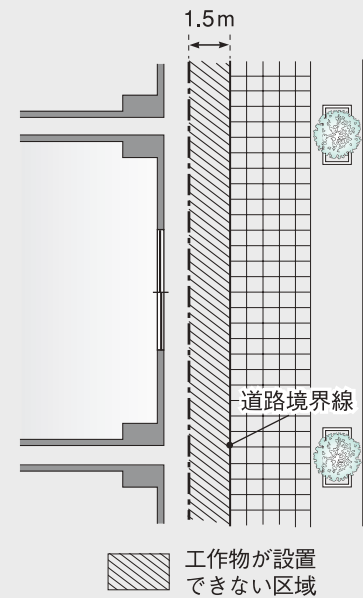
- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
- ・工事用の仮設物
- ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの。

### 日よけ・雨よけテント

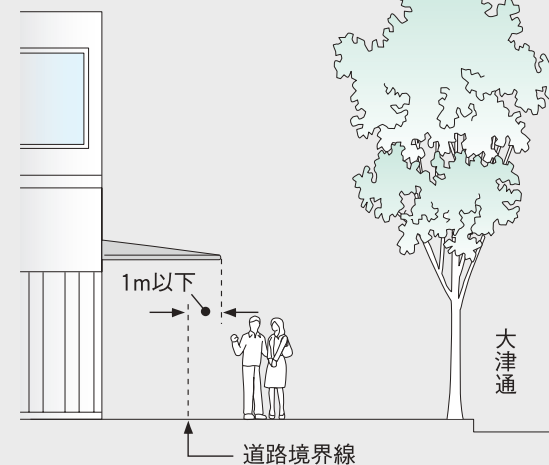
**22** 日よけ・雨よけテントの突出幅は、大津通の道路境界線から1m以下とする。

**23** テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

大津通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。



日よけ、雨よけの目的で設けるテントは、簡易な巻き上げ、軒出などの小規模なものとしてください。



### 駐車場

**24** 駐車場の出入口は、原則として大津通に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、大津通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

**25** 大津通に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。

### 工事用の囲い

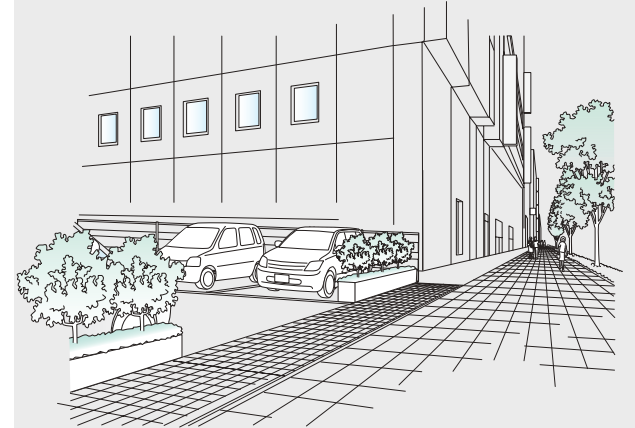
**26** 大津通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

### 自動販売機

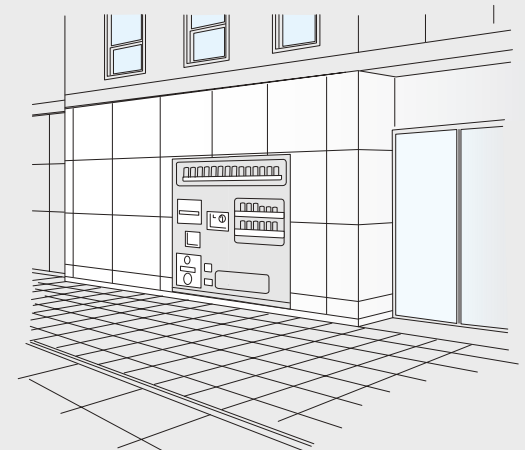
**27** 自動販売機は、大津通に直接面して設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。



工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。



## 広告物

**32** 番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。  
屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

### 基本事項

**28** 広告物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

**29** 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

### 数 量

**30** 広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素です。  
大津通地区は、にぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとするよう努めてください。

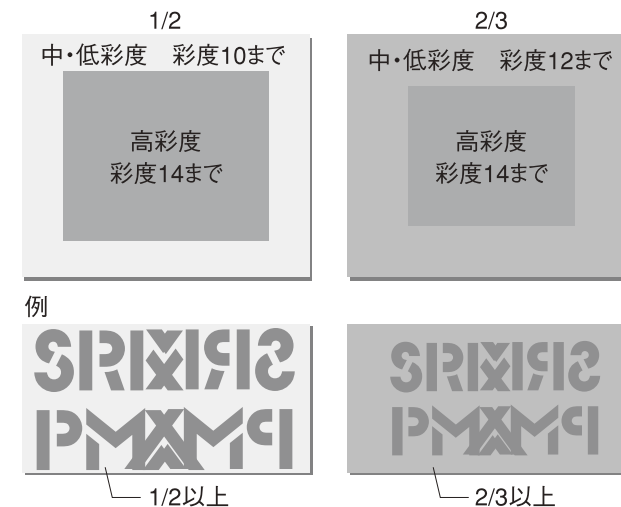
必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

### 色彩など

**31** 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。  
蛍光色は、使用しない。

**32** 表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合は、以下のとおりとする。  
・彩度14を超える色は使用しない。  
・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

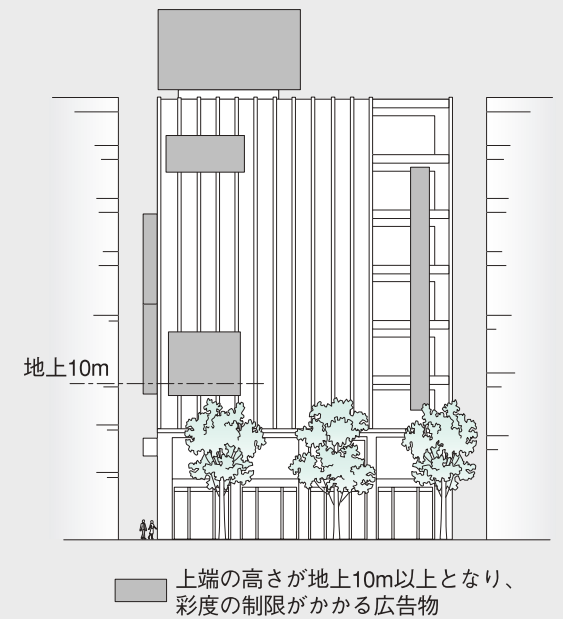
ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



**33** 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

**34** 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目処とします。  
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。  
コントラストの強い配色をする場合は、大津通の景観に配慮して、品位が低くならないよう注意してください。

広告物

照明など

35 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

36 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

37 表示面積は、30m<sup>2</sup>以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

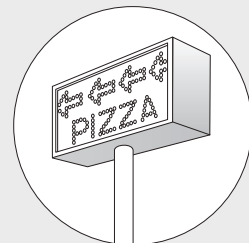
38 音響を伴う電光表示装置は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

39 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

クリスマスのイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは、30m<sup>2</sup>を超えても許可場合があります。



突出広告に類する形状の例

屋上広告

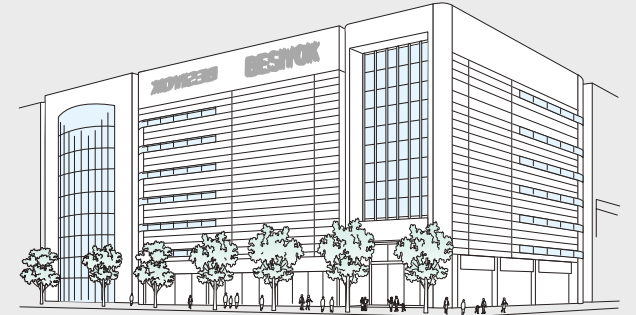
40 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

41 広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。  
また、広告物の横幅の2倍以下として、安定感のあるデザインとする。

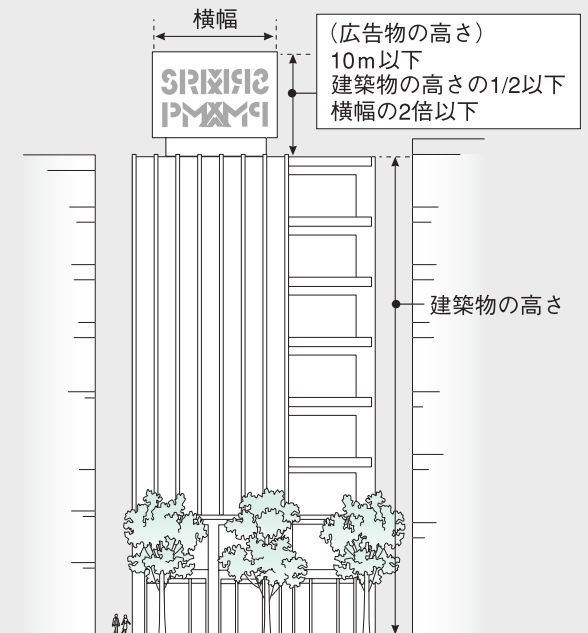
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

42 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものにならないよう配慮してください。



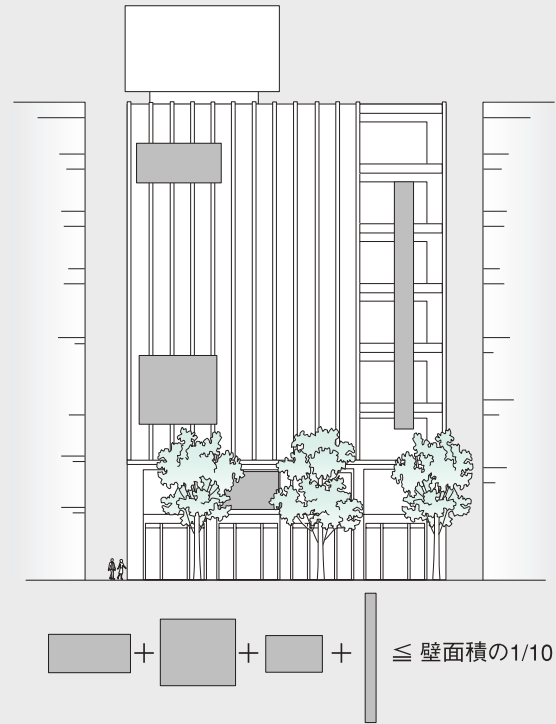
広告物

壁面広告

43

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。  
壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めます。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含みません。

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

1、2階部分に設置する場合でも、窓面全てを覆うことのないよう配慮してください。



やむを得ず表示する場合の例

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。

44

建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

突出広告 (大津通に面するものに限る)

45

低層階に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。

46

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

47

下端の高さは、以下のとおりとする  
・敷地外に設置するものは、6m以上とする。  
ただし、1つの表示面の表示面積が0.3m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は表示面の横幅が0.5m以下で下端の高さが3.5m以上のものについては、この限りでない。  
・敷地内に設置するものは、2.5m以上とする。

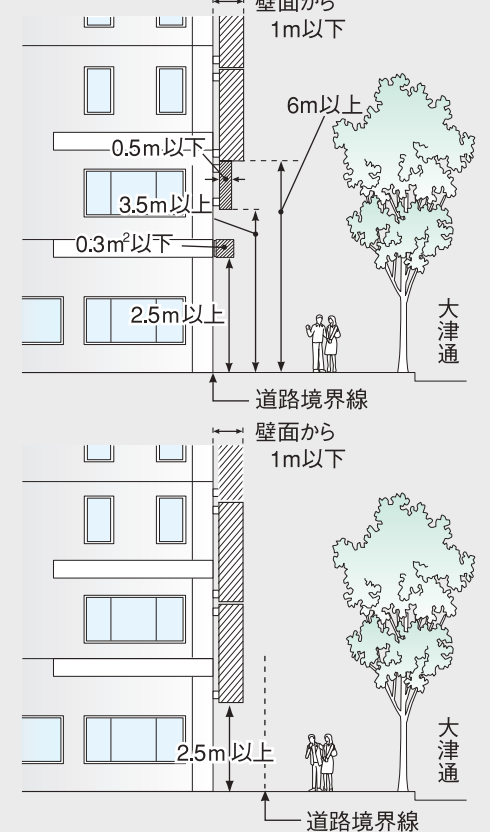
48

一壁面には、一列にまとめて設置する。  
ただし、1つの表示面の表示面積が0.3m<sup>2</sup>以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

49

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。  
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だって設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。  
飾り看板など、街のにぎわいに寄与すると認められるものは例外とします。



一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

## 広告物

### 地上広告

50

地上からの高さは、10m以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

51

大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には設置しない。

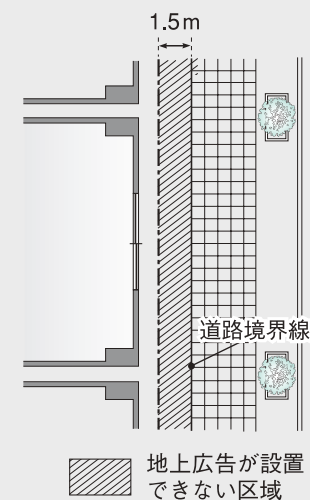
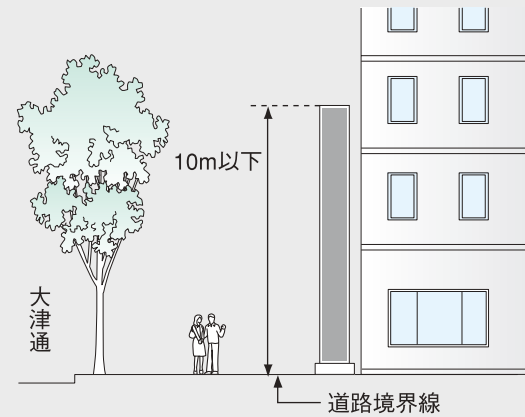
ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

52

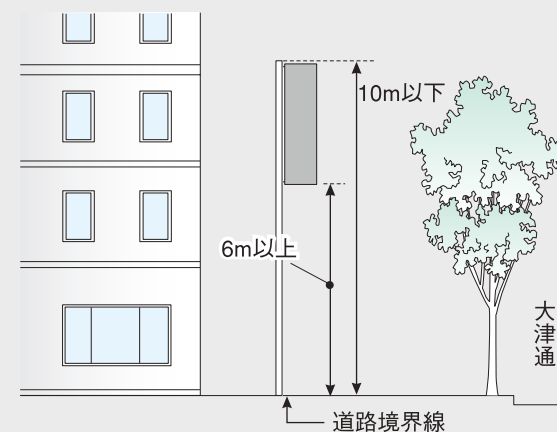
大津通上空に突き出すものは、下端の高さを6m以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が $0.3\text{m}^2$ 以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は表示面の横幅が0.5m以下で、下端の高さが3.5m以上のものについては、この限りでない。

地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。  
地上広告は、建築物と調和したデザインとするとともに、快適で楽しい歩行空間づくりに寄与する洗練されたデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



### 置き看板・広告旗など

53

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



## 都市景観形成地区内における行為の届出について

### 届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。  
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
  - 届出をしない場合
  - 虚偽の届出をした場合
  - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。  
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
  - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
  - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

### 自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5m<sup>2</sup>を超え10m<sup>2</sup>以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

### 大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

### 既存のものへの基準の適用

- ・平成19年10月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。  
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

### 届出対象とならない行為

- ・通常管理行為、軽易な行為
  - ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
  - ・仮設の工作物の建設等
  - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - ・消火設備
  - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
  - ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
  - ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
  - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
- 
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
  - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
  - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
  - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
  - ・修繕等を行う外壁の面積が10平方メートル以下である建築物又は工作物 など

## 都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



#### 建築物

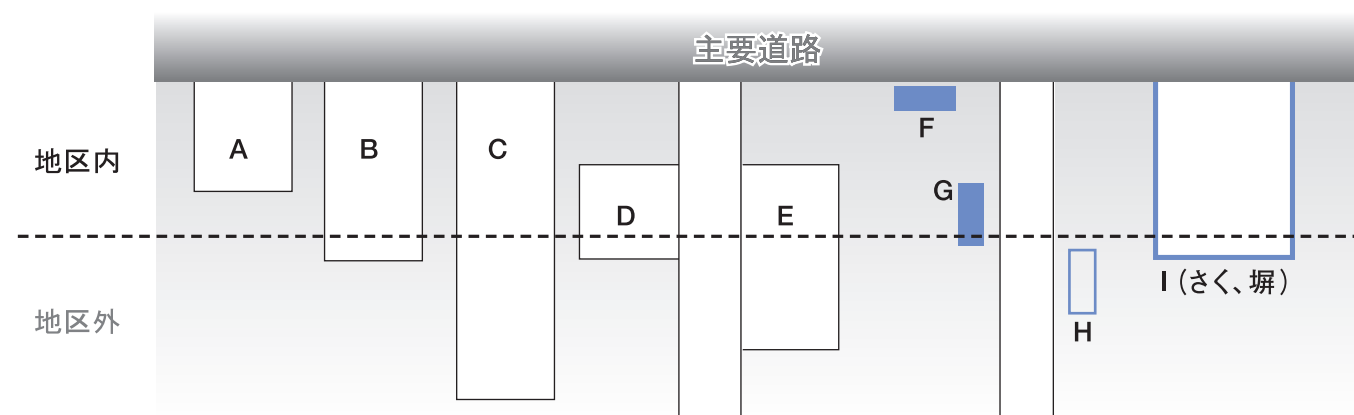
- ・敷地が主要道路（広小路通、大津通）に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 …… 基準を適用します。  
Eの場合 …… 基準を適用しません。

#### 工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

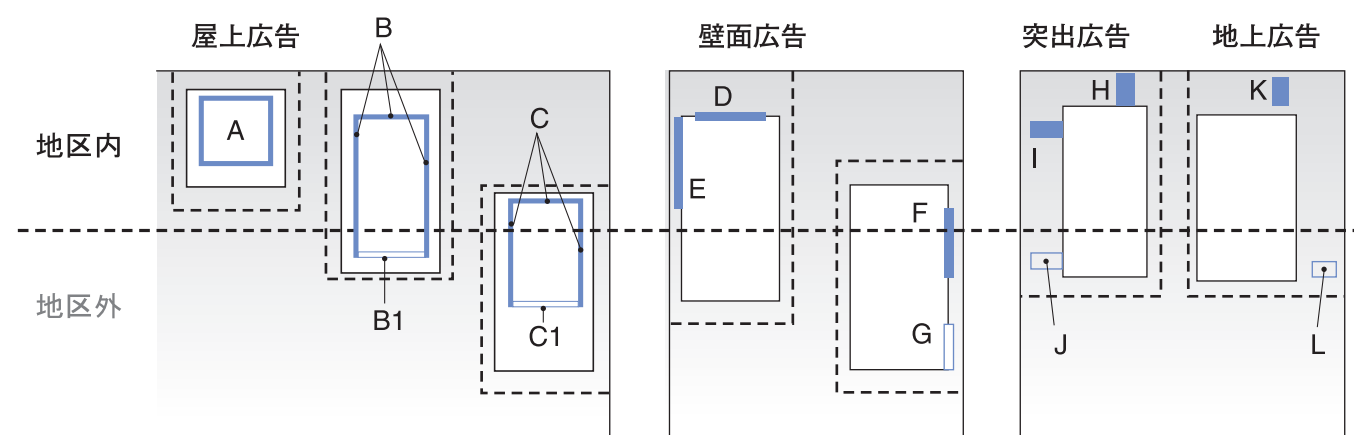
F、G、Iの場合 …… 基準を適用します。  
Hの場合 …… 基準を適用しません。



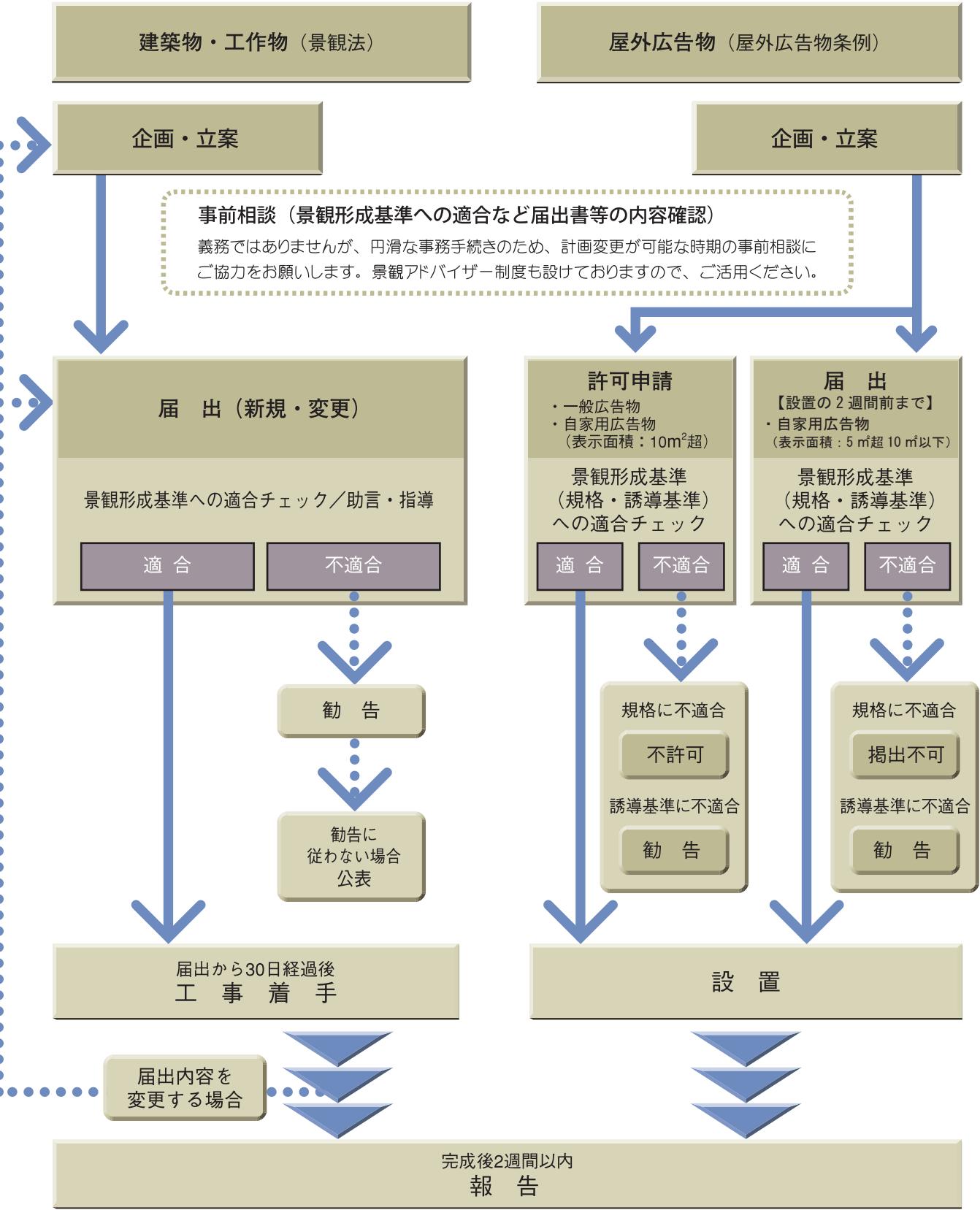
#### 広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。  
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



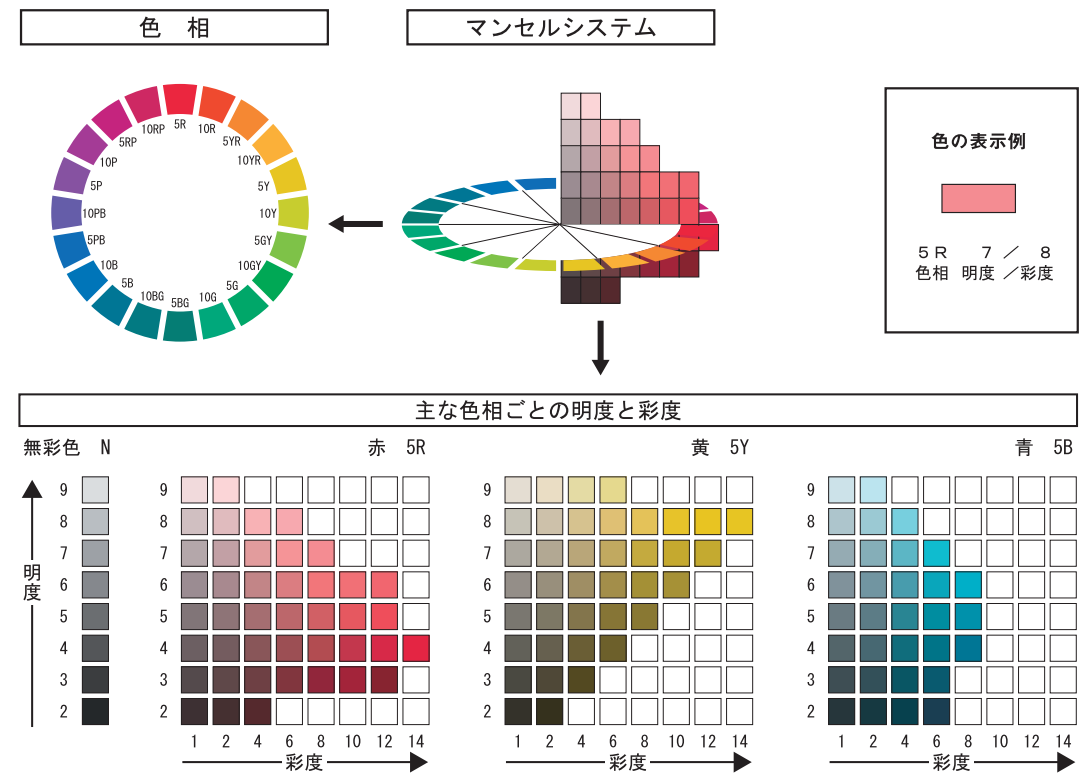
※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。  
※建築物・工作物・土地の形質の変更の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。  
※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

維持管理について

・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は広小路通・大津通地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・ **景観法とは**  
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。  
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・ **景観計画とは**  
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。  
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・ **彩 度**  
色彩を表す方法として、日本産業規格 (JIS Z8721) ではマンセル表色系を採用しています。  
マンセル表色系では、色彩を色相 (色の種類)、明度 (色の明るさ)、彩度 (色の鮮やかさ) の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。  
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。